

令和6年10月16日

輸送の安全確保に関する命令書の発出について

今般、有限会社郵正丸が経営する一般旅客定期航路事業で運航する「ゆうしょう」において、令和6年7月3日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、同年6月12日に使用旅客船の船体に亀裂を確認し、その後、仮修理は行われたものの、船舶安全法第5条に規定する臨時検査を未受検で運航していたことや、船員法70条に基づく航海当直その他の航海の安全を確保するために必要な員数の海員を乗り組ませていなかったこと等の関係法令及び安全管理規程違反等が確認されました。

そのため、輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いました。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：有限会社郵正丸

住 所：佐賀県唐津市鎮西町馬渡島77

代表者の氏名：代表取締役 浦丸 雅子

2. 発出年月日

令和6年10月16日（水）

3. 命令の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：池田（いけだ）、小島（こじま）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和6年6月11日～12日	
事業者名	有限会社郵正丸	
発出日	令和6年10月16日	
法令違反等の概要	<p>有限会社郵正丸が経営する一般旅客定期航路事業で運航する「ゆうしょう」において、令和6年7月3日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、同年6月12日に使用旅客船の船体に亀裂を確認し、その後、仮修理は行われたものの、船舶安全法第5条に規定する臨時検査を未受検で運航していたことや、船員法70条に基づく航海当直その他の航海の安全を確保するために必要な員数の海員を乗り組ませていなかったこと等の関係法令及び安全管理規程違反等が確認されました。</p>	
命令の内容	<p>令和6年11月15日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 船舶所有者は、船舶の堪航性又は人の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある船体等の損傷や衰耗により、船舶の修理を行うときは、運航の用に供する前に船舶安全法第5条に基づき、臨時検査を受検すること。 船舶所有者は、船員法第70条に基づき、航海当直その他の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、航海当直に必要な員数の海員が適正に確保されているか等について、その安全性を検討すること。 運航管理者及び船長は、安全管理規程第23条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について記録すること。 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理員等に対し、安全管理規程、船舶安全法及び船員法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、運航管理者は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上、事故を想定した事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録すること。 安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第56条に基づき、輸送の安全に関する情報(安全方針、安全重点施策、安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者に係る情報等)について、適時、外部に対して公表すること。 	
	当該違反により付された違反点数	44点
	当該事業者に付された累積違反点数	44点